

ふるさと応援寄附金基金制度を活用する新たな事業がスタート！

月山鱒(ガッサーモン)プロジェクト！
～月山×ニジマス×若者＝新ご当地サーモン～

「月山鱒(ガッサーモン)プロジェクト」とは？

立谷沢地域にある庄内町淡水魚養殖施設の指定管理者「月山鱒の会」では、手間暇かけて育てたニジマスを「月山鱒(ガッサーモン)」と命名しご当地サーモン化を目指しています。

ガッサーモンを育てるためには、まず渇水期や厳冬期の取水不足の問題を解決しなければなりません。そこで今回、井戸を掘って水源を確保するため、ふるさと応援寄附金基金制度を活用したプロジェクトにより取水環境整備を目指します。

現在、全国から寄附が寄せられており、寄附状況などは町HPでお知らせしていきます。事業成功に向け、みんなで応援していきましょう！

★令和3年の風車市場のイベントでは、数量限定でガッサーモンを出店。あっという間に完売しました！

★庄内町淡水魚養殖施設は、地元の釣り好きの若者たちが指定管理者となり、施設を運営しています。

■問合せ：商工観光課ふるさと納税係 ☎0234-42-0159



※塩焼きのガッサーモン

<これまでふるさと応援寄附金基金制度を活用した事業>

『清河八郎』大河ドラマ誘致 気運醸成プロジェクト	明治維新150周年記念事業フォーラムの開催、清河八郎グッズやプロモーション映像の製作に活用
あなたの応援で育てよう！ 未来の五輪選手	庄内総合高校体操部の練習環境整備に活用 (着地用マットやトランポリンなどの整備)
東北から世界へ駆け抜ける！ 目指せF1レーサー！	カートソレイユの環境整備に活用(スポーツカート6台、子供用カート3台の整備)、キッズカートのスクールや町民カートタイムトライアルを開催
隠れた名画を救え！「内藤秀因水彩画レスキュープロジェクト」全国でも希少な水彩画ミュージアムからのメッセージ	内藤秀因水彩画記念館の環境整備に活用 (絵画収納棚や額などバックヤードの整備)
“飛龍”が駆け抜ける！ ～誇れる地元で町おこし～	飛龍のリニューアル、姫龍の製作に活用 ★令和4年8月11日(木・祝)「しょうない氣龍祭」開催予定

令和4年度庄内町二十歳のつどいのご案内

令和4年度より、「成人式」から名称が変わり、「二十歳のつどい」となりました。

●日時：8/15(月) 14:00 (受付13:00～)

●場所：響ホール

●内容：記念式典、実行委員会企画イベント、記念撮影

●対象：平成13年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方

●案内状：対象の方には、6月下旬に開催案内を送付しています。

なお、本町に住民登録のない本町中学校卒業生には、ご家族の方宛に案内状を送付しています。案内状が届いていない方、その他本町出身者で庄内町二十歳のつどいに出席を希望される方は、7/11(月)まで問合せ先にご連絡ください。

●その他：開催日時、内容などについては、今後の情勢により変更となる場合があります。その際は町HPなどでお知らせします。

■問合せ：社会教育課社会教育係 ☎0234-43-0194



令和4年度国民健康保険税について

7月中旬に、国民健康保険加入世帯の世帯主の方へ「令和4年度国民健康保険税納税通知書」を送付します。なお、国民健康保険税(以下「国保税」)は「世帯主課税」となりますので、世帯主がほかの保険に加入している場合でも世帯主へ送付されます。

令和4年度は、次のとおり課税限度額を見直し、また新たに未就学児の軽減措置が実施されます。(表中および注釈の「被保険者」とは「国民健康保険被保険者」のことを指します)

●令和4年度国保税の税率等(年額)：

項目	医療給付分 (被保険者全員)	後期高齢者支援金等分 (被保険者全員)	介護納付金分 (40歳から64歳までの被保険者)
所得割額 (令和3年中の所得金額-43万円)×税率	7.00%	2.55%	2.10%
均等割額 ※被保険者1人あたり	27,000円	9,650円	12,100円
平等割額 ※1世帯あたり	18,900円	7,600円	5,900円
課税限度額	65万円 (令和3年度：63万円)	20万円 (令和3年度：19万円)	17万円

●令和4年度国保税の軽減判定基準額：

前年の所得が一定基準以下の場合に均等割額と平等割額が軽減されます。(申請不要)

軽減割合 (均等割額および平等割額の軽減)	軽減判定所得*1
7割軽減	430,000円+100,000円×(給与所得者等*3の数-1)以下の世帯
5割軽減	430,000円+285,000円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数*2)+100,000円×(給与所得者等*3の数-1)以下の世帯
2割軽減	430,000円+520,000円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数*2)+100,000円×(給与所得者等*3の数-1)以下の世帯

※1 軽減判定所得…世帯主と被保険者および特定同一世帯所属者の前年所得の合計額(譲渡所得等に係る特別控除および事業専従者控除の適用前の合計額)

※2 特定同一世帯所属者…国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方

※3 給与所得者等…一定の給与所得者(給与収入55万円超)および公的年金受給者(65歳未満の場合は60万円超、65歳以上の場合は110万円超)の方

●未就学児の国保税軽減措置：

令和4年度より、未就学児は均等割額が2分の1に軽減されます。(申請不要)

【新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方の減免】

●対象者：

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者(以下「世帯主」という)が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ 国保税を全額免除
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入減少が見込まれる世帯の方 ⇒ 国保税の一部を減額
※要件や必要書類など、詳しくは納税通知書に同封のチラシ、または町HPをご覧ください。

■問合せ：税務町民課国保係 ☎0234-42-0177